

「空き家に付随する農地」の手続きイメージ

■1 空き家&農地の所有者の手続き

① 玉名市空き家バンクに貸したい・売りたい空き家を登録する（地域振興課にて手続き）



② 空き家に付随する農地がある場合（農業委員会にて手続き）

➔ 遊休農地や遊休農地になる恐れがある土地を空き家バンクに登録する前に、「空き家に付随する農地」とするための指定の申請

➔【玉名市空き家に付随する農地の**指定申請書**(様式第1号)】を提出

農業委員会では…

➔ 農業委員会総会で**指定申請書**の内容について審議・決定

➔ 「空き家に付随する農地」として1筆ごとに指定・面積設定をして告示



③ 空き家バンクに遊休農地部分を「空き家に付随する農地」として1筆ごとに農地を登録（地域振興課にて手続き）

■2 空き家&農地の購入・賃借希望者の手続き

① 空き家バンクに空き家を借りたい・買いたい人として登録する（地域振興課にて手続き）



② マッチングできる空き家&農地の所有者との連絡調整後、購入・賃借の決定



③ 農地の権利移動の許可手続き（農業委員会にて手続き）

➔【**農地法第3条の規定による許可申請書**】を提出（農地法第3条手続き）

農業委員会では…

➔ 農業委員会総会で**許可申請書**の内容について審議・決定

➔ 農地の賃借・取得の決定（農地法第3条許可）



④ 賃借のとき→賃貸借契約手続き

取得のとき→所有権移転の手続き…（玉名地方法務局にて手続き）



⑤ 「空き家に付随する農地」は、取得後5年間または賃貸借契約の期間、耕作する